

8-3 自動運転の社会実装に向けた法律改正

～各論 ②道路運送車両法

2019年5月に道路運送車両法が改正されました。

改正道路運送車両法は、レベル3以上を対象としています。

自動運転に関わる改正道路運送車両法のポイントは、4点です。

保安基準対象装置への自動運行装置の追加

改正のポイントの1点目は、「自動運行装置」の定義規定を設け（第41条第2項）、「自動運行装置」を保安基準の対象となる装置に追加したこと（第41条第1項第20号）です。これによって、「自動運行装置」は、道路運送車両法の規制の対象とされることになりました。

この点が最も重要な改正ポイントです。

電子的な検査に必要な技術情報の管理に関する事務を行う法人の規定

改正のポイントの2点目は、電子的な検査に必要な技術情報の管理を自動車技術総合機構に行わせることにしたことです。

レベル3以上の自動運転車の社会実装に伴って、自動運行装置等の電子装置に関する検査を本格的に行っていく必要があります。

そして、今後は、車載式故障診断装置を活用した検査を行っていくことになるところ、その検査に必要な技術情報の管理を自動車技術総合機構が行うことになりました。

分解整備の範囲の拡大及び点検整備に必要な情報の提供義務規定

改正のポイントの3点目は、分解整備の範囲を拡大し、点検整備に必要な情報の提供義務規定を設けたことです。

道路運送車両法は、従前、整備のうち、特に安全性に大きな影響のある整備を「分解整備」として、自動車整備事業者が「分解整備」を行うには認証を受けなければならないとし、それによって適正な整備を確保していました。

改正道路運送車両法では、「分解整備」を「特定整備」という名称に変更した上で、「特定整備」の対象に自動運行装置の整備等を追加しました。

これにより、自動車整備事業者が自動運行装置の整備等を含む「特定整備」を行うためには認証を受けなければならないことになりました。

さらに、道路運送車両法は、従前、自動車製造者等から自動車整備事業者への情報提供は義務付けていませんでした。

しかし、今回の改正道路運送車両法では、自動車製造者等に対し、特定整備事業者等に点検整備に必要な情報の提供を義務付けました。

プログラムの改変による改造等に係る許可制度

従前、プログラムの改変による改造等を想定されていなかったため、従前の道路運送車両法には、プログラムの改変による改造等に関する規定はありませんでした。

しかし、今後はプログラムの改変による改造等が普通に行われることになるため、これを規制していく必要があります。

そこで、改正道路運送車両法は、プログラムの改変による改造等について許可制度を新設しました。

参考文献

国土交通省「道路運送車両法の一部を改正する法律案要綱」